法務省矯成第３３８０号
平成１８年５月２３日
改正 平成１９年５月３０日付け法務省矯総第３３６２号

矯正管区長 殿
行刑施設の長 殿
矯正研修所長 殿（参考送付）

法務省矯正局長 小 貫 芳 信

検視に関する訓令の運用について（依命通達）

本日、被収容者の検視に関する訓令（平成１８年法務省矯成訓第３３７９号大臣訓令。以下「訓令」という。）が制定され、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成１７年法律第５０号）の施行の日から施行されることとなりましたので、その運用については、下記事項に留意の上、遺漏のないよう配意願います。

なお、平成１５年１１月２７日付け法務省矯保第４５２８号当職通達「被収容者が死亡した場合における所長検視及び検察官等通報について」及び平成１５年１１月２７日付け法務省矯保第４５２９号保安課長、医療分類課長通知「被収容者が死亡した場合における所長検視及び検察官等通報について」は、廃止します。

記

１　検視の実施者（訓令第３条関係）

⑴　検視の代行者

訓令第３条第３項の規定により検視を行う職員は、原則として、刑務所、少年刑務所又は拘置所の総務部長（支所においては、支所の次長又は庶務課長）とする。

⑵　留意事項

検視を実施するに当たっては、あらかじめ、次のアからウまでの事項を確認すること。

ア　死亡者の氏名、生年月日、性別及び本籍

イ　事件名（被勾留者に限る。）

ウ　罪名、刑名及び刑期（受刑者に限る。）

⑶　事情聴取

検視を実施するに当たっては、必要に応じ、死亡者を発見した職員及び被収容者等から事情を聴取すること。

2　検視の記録（訓令第６条関係）

訓令第６条第１項の規定により作成する視察表には、検視の実施の日時、場所、実施者等を記載し、かつ、調査結果を具体的に記載した上で、同項の規定により撮影した写真を添付すること。

3　検察官等に対する通報（訓令第７条関係）

⑴　通報の要件

訓令第７条各号の規定により通報を要しない場合とは、例えば、老衰死、業務上過失致死等の犯罪に起因しない病死又は事故死であることが明らかである場合が考えられること。

⑵　訓令第７条の規定により通報するに当たっては、検視の結果のほか、記１の（２）のアからウまでの事項も通報すること。

⑶　調査結果が取りそろうまで時間がかかると思料されるときは、上記（２）にかかわらず、判明した事項を順次通報するなどして、通報時期が遅延しないよう留意すること。

⑷　記録

被収容者、労役場留置者又は監置場留置者が死亡した場合には、次に掲げる事項について、視察表に記録すること。

ア　検察官等に対する通報の有無

イ　通報した理由又は通報しなかった理由

ウ　通報の相手方、日時、内容その他通報に関する事項（通報した場合に限る。）

4　検察官等に対する求意見

検視の結果、訓令第７条各号に該当しない場合においても、事案によっては、刑事施設の特殊性にかんがみ、死亡事案の透明性を確保するという観点から、検察官等通報の要否を判断する際の参考とするため、司法検視の権限を有する検察官に意見を求めておくことが望ましいと考えられるので、次の場合には、検察官に対して、死亡等の事実を速やかに連絡し、その意見を求めること。

⑴　死亡の原因となった疾病について、収容中に医師の診察が実施されず、又は予期しない急激な症状の悪化により死亡した場合

⑵　死因が不明な場合

⑶　保護室収容中及びその解除後おおむね１週間以内に死亡した場合
⑷　職員による制圧等の行為後おおむね１週間以内に死亡した場合
⑸　作業事故、食中毒等により死亡した場合

５　通報及び求意見の方法

記３及び４の通報又は求意見は、原則として、電話により行うこと。

この場合においては、電話の後、その内容を簡潔に記載した書面を作成し、ファックスで送付するなど、その通報又は求意見の正確性、確実性等を担保する措置を講じること。